

平成27年6月11日

担当課 財政課	担当者 鞆野
内線 2264	直通 092-643-3142
(子ども・子育て)	
担当課 子育て支援課	担当者 野中
内線 3234	直通 092-643-3258
担当課 児童家庭課	担当者 浦田
内線 3242	直通 092-643-3255
(医療・介護)	
担当課 保健医療介護総務課	担当者 富田
内線 3012	直通 092-643-3239

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費
(平成27年度6月当初予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 39,676百万円

1. 社会保障施策の充実(17,895百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他	
子ども・子育て	教育・保育給付費	14,599			3,098	11,501
	地域子ども・子育て支援事業費	3,111			1,358	1,753
	児童保護措置費	3,687	1,811	11	152	1,713
医療・介護	後期高齢者医療負担金	68,446			646	67,800
	国民健康保険助成費	51,291			3,608	47,683
	難病等対策費	10,553	5,232		5,174	147
	地域医療総合確保事業費	3,972	2,647	11	1,314	0
	介護給付費負担金	52,761			1,447	51,314
	介護保険地域支援事業交付金	1,535			70	1,465
	地域介護総合確保事業費	3,036	2,024		1,012	0
診療報酬の充実	13,244	4,377	4	16	8,847	
合計	226,235	16,091	26	17,895	192,223	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(21,781百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。